

# 高島屋グループ 取引指針

高島屋グループは、「すべての人々が 21 世紀の豊かさを実感できる社会の実現」に貢献していくことを目指しています。これにより「環境に優しいより豊かな生活・文化」「多様な価値観への対応、多様な人材の活用」「お客様視点に立った経営」など、高島屋グループならではの価値提供を通じ、ステークホルダーの皆様からの共感を獲得していきます。そこで、事業活動における一連の取引において、法令遵守はもちろんのこと、環境保全や人権などに配慮し、公正・公平な取引を推進するため、以下の指針に基づき、行動してまいります。

この指針の実行には、高島屋グループの事業を支えていただいている最良のパートナーであるお取引先のご理解・ご協力が不可欠です。私たちは、お取引先の皆様一人ひとりと公平で良好なパートナーシップを築きながら、より良い取引を継続的に推進し、共存共栄を図ってまいります。

## 1. 豊かな生活を実現する「まちづくり」

### (地域社会への貢献)

- ① 国内外それぞれの地域における事業活動を通じ、人々の暮らしをより豊かにし、新たな生活・文化を創造し、地域社会全体の持続的な発展に貢献します。

### (持続可能な社会づくりへの貢献)

- ② 商品・環境・サービスを通じて、新しい価値を提案・提供することにより、「誰ひとり取り残さない」を理念に掲げている国際目標である SDGs に取り組み、持続可能な社会づくりに貢献します。

## 2. 公正で透明な取引の推進

### (法令遵守)

- ① 独占禁止法、大規模小売業告示、下請法など各種法令に則った公正で適正な取引を推進します。また、景品表示法や食品衛生法などに則った適正で明確な表示により、ステークホルダーに対する正しい情報提供を推進します。
- ② 特許権・著作権・商標権・意匠権など知的財産権を保有する権利者の権利を尊重するとともに、第三者の権利を侵害しません。
- ③ 汚職・賄賂及び不適切な利益供与・受領を行いません。
- ④ 事業活動を行う各国・地域の法令・ルールを遵守します。

### (反社会的勢力の排除)

- ⑤ 暴力団排除条例を遵守し、暴力団関係企業とは取引を行いません。

### 3. 人権の尊重

#### (多様性の尊重・ダイバーシティの推進)

- ① 人種・国籍・年齢・性別・性的指向・性自認・障がい・雇用形態・働き方などの違いを越えて、誰もが心身とも健康に活躍できる環境をつくります。

#### (差別・暴力・ハラスメントの禁止)

- ② 全ての人々の人権を尊重し、あらゆる差別や暴力・ハラスメントなどの人権を侵害する行為を行いません。

#### (児童労働・強制労働の排除)

- ③ 各国・地域の法令に定められた適正な労働体制による製造・調達を図り、児童労働・強制労働など不当労働により製造・供給された商品・サービスは取り扱いません。

#### (適正な労働環境・安全衛生管理の推進)

- ④ 労働関係法規や労働協約を遵守し、適正な労働環境の維持・向上に努めます。
- ⑤ 安全衛生関連法令等を遵守し、従業員の健康維持・増進、快適な職場環境づくりを推進します。

### 4. サプライチェーン全体における環境負荷の軽減

- ① サプライチェーン全体で CO2 削減・廃棄物削減・資源循環に取り組み、脱炭素社会や循環型社会の実現に貢献します。
- ② 商品・環境・サービスを通じて、環境問題の解決につながるライフスタイルを提案・提供します。

### 5. 継続的な品質向上

- ① 安全・安心な商品・環境・サービスの提供に向け、品質管理体制を構築・強化し、持続的な品質向上に努めます。

### 6. 適切な情報の管理

#### (機密保持の徹底)

- ① 取引を通じて知り得た機密情報・個人情報については、第三者に漏洩することのないよう厳密に管理します。

#### (重要情報の適正開示)

- ② 事業活動内容、品質・安全性に関わる情報などについては、適時・適切に開示します。

以 上  
(2024 年 1 月改訂)